

会員 各位

ART 実施施設及び登録施設へのお知らせ【注意喚起】

標記の実施施設の責任者は、下記の通り、「日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医」であることとされています。

つきましては、今後、申請予定の施設や、現在、登録されている施設の責任者におかれましては、必ず、「日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医」の更新を行って下さい。

万一、「専門医」の認定が途切れてしまうと、如何なる理由であっても、ART 施設の登録が抹消されることとなりますので、ご注意下さい。

記

学会 HP より抜粋

【実施責任者】

以下の各項の条件を満たす者であることを要します。

日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医であり、専門医取得後不妊治療に 2 年以上従事した者

日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設（生殖補助医療に関する登録施設）において1年以上勤務、または1年以上研修を受け、体外受精・胚移植の技術を習得した者
常勤であること

日本生殖医学会認定生殖医療専門医であることが望ましい

実施責任者の責務は次の通りです。

診療に関する医療安全管理体制および各種書類の策定と管理

診療の実施に伴う安全管理

診療に係る記録・情報等の保存と管理

日本産科婦人科学会への定期的な報告

登録申請時に、その勤務・研修を行った施設の実施責任者による勤務・研修証明書を添付してください（書式自由）。

令和5年5月

千葉県産科婦人科医学会

会長 高野 浩邦